

令和 7 年

第 1 回湖南衛生組合議会臨時会会議録

湖南衛生組合議会

令和7年

第1回湖南衛生組合議会臨時会会議録

令和7年7月25日、令和7年第1回湖南衛生組合議会臨時会は、湖南衛生組合会議室に招集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 あべみさ君	2番 伊藤幸秀君
3番 宮代一利君	4番 三島杉子君
5番 安田けいこ君	6番 森戸よう子君
7番 安竹洋平君	8番 中江美和君
9番 高瀬かおる君	10番 皆川りうこ君
11番 蜂須賀千雅君	12番 床鍋義博君
13番 田村充子君	14番 遠藤政雄君

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求められた者は次のとおりである。

管理者	山崎 泰大 君	副管理者	酒井 大史 君
副管理者	小美濃安弘 君	副管理者	白井 亨 君
副管理者	小林 洋子 君	副管理者	丸山 哲平 君
副管理者	和地 仁美 君		
事務局長	井上 幸三 君	総務課長	塩瀬 晴久 君
庶務係長	岡本 康夫 君		

組織団体（清掃）主管部課よりの出席者は次のとおりである。

立川市 卯月部長	武蔵野市 臼井課長
小金井市 柿崎部長	小平市 田中部長
国分寺市 島崎部長	東大和市 関田部長

武蔵村山市 安齋部長

4. 議事日程は次のとおりである。

第1 議長選挙

第2 議席の決定

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 副議長選挙

第6 議案第4号 湖南衛生組合監査委員の選任の同意について

第7 議案第5号 湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例

第8 議案第6号 湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例

午前１０時０７分 開会

○事務局長【井上幸三君】 本日は、市議会議員選挙及び組合議員改選後、初の組合議会でございます。

先例に従いまして、事務局長から参集の通知を差し上げた次第でございます。

現在、議長、副議長が不在となっております。そこで、議長が選挙されるまでの間につきましては、地方自治法第１０７条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

ただいまの出席議員中、武蔵村山市の田村充子議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

田村議員、議長席へお願いいたします。

(臨時議長着席)

○臨時議長【田村充子君】 ただいま御紹介をいただきました田村充子でございます。地方自治法第１０７条の規定によりまして、議長選挙が終わるまで臨時議長の職務を担わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、山崎管理者から発言を求められておりますので、これを許します。山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 臨時議長。

○臨時議長【田村充子君】 山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 改めまして、皆さん、こんにちは。私は、当組合の管理者であります武蔵村山市長の山崎泰大でございます。

本年３月２３日には、小金井市で市議会議員選挙が行われました。当選されました皆様方には、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

さて、これから皆様方には、組合運営におきまして大変お世話になっていくわけですが、今回の市議会議員選挙並びに組合議員の改選に伴いまして、ほとんどの議員の皆様が代わられております。過去に本組合の議員をなされた方もおいでのこととは存じますが、湖南衛生組合の沿革、現状等につきまして、簡単に申し述べさせていただきます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

湖南衛生組合は、昭和３６年に武蔵野、小金井両市と当時の北多摩郡村山町の２市１町で、し尿の共同処理を目的とした武蔵野・小金井・村山地区衛生組合として設立許可を受け、昭和３８年６月から、し尿処理事業を開始いたしました。

昭和４０年には、小平市と当時の北多摩郡大和町が加わり、現在の湖南衛生組合に名称

を変更し、事業を継続してまいりました。

その後、公共下水道の普及に伴い、処理量がピーク時の１００分の１以下と大幅に減少したことから、不用となる施設や設備の老朽化など、施設規模の見直しが課題となりました。

こうしたことから、土地信託制度を活用した処分竣工型土地信託という整備手法により、不用となる土地を宅地造成し、資産価値を高めた上で、ハウスメーカーへ売却し、その収入を財源として、コンパクトに集約した新処理施設を建設いたしまして、平成２８年度から現在の施設で運営をしているところでございます。

令和５年４月１日からは立川市及び国分寺市の２市が本組合に加入いたしまして、現在は組織７市で、し尿の下水投入施設の共同運営を行っております。

今後におきましても、皆様方の御協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長【田村充子君】 それでは、ただいまから令和７年第１回湖南衛生組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、全員で会議は成立しています。

議事進行上、ここで新たに組合議員となられた方の仮議席を指定いたします。ただいま御着席の議席を仮議席と指定いたします。

本日の議事は、令和７年第１回湖南衛生組合議会臨時会議事日程をもって進めてまいります。

○臨時議長【田村充子君】 日程第１、議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長【田村充子君】 異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長【田村充子君】 異議ないものと認めます。よって、指名の方法につきましては、臨時議長において指名することに決しました。

議長に、8番 中江美和議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました中江美和議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長【田村充子君】 異議ないものと認めます。よって、中江美和議員が議長に当選されましたので、本席から湖南衛生組合議会会議規則第32条の規定により告知いたします。

それでは、中江議員には議長席へお願いいたします。

これで臨時議長の職務は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

(臨時議長退席、議長着席)

○議長【中江美和君】 それでは、就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方の御推挙によりまして、湖南衛生組合議会議長の要職を担わせていただくことになりました、小平市の中江美和でございます。このことは身に余る光栄でありまして、心より感謝申し上げます。皆様方の御期待に沿えるよう一生懸命努めてまいるのでございますので、議員の皆様方並びに正副管理者及び事務局の皆様方のお力添えをお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



○議長【中江美和君】 それでは、これより議事に入ります。日程第2、議席の決定を行います。

議席につきましては、湖南衛生組合議会会議規則第2条第1項及び第2項の規定により、議長において指定いたします。

事務局長より、その議席番号と氏名を読み上げさせます。事務局長、お願いします。

○事務局長【井上幸三君】 それでは、議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

なお、立川市議会におかれましては、今回、役職改選がございました。立川市議会選出のあべみさ議員及び伊藤幸秀議員におかれましては、既に1番及び2番の議席番号が指定されておりますので、議席番号3番以降、新たに組合議員になられた方につきまして、議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

3番、宮代一利議員。4番、三島杉子議員。5番、安田けいこ議員。6番、森戸よう子

議員。7番、安竹洋平議員。8番、中江美和議員。9番、高瀬かおる議員。10番、皆川りうこ議員。11番、蜂須賀千雅議員。12番、床鍋義博議員。13番、田村充子議員。14番、遠藤政雄議員。

以上でございます。

○議長【中江美和君】　ただいま読み上げのとおり、議席を決定いたします。

○議長【中江美和君】　次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、湖南衛生組合議会会議規則第36条の規定により、議長において

6番 森戸よう子 議員

13番 田村 充子 議員

以上2名を指名いたします。よろしく申し上げます。

○議長【中江美和君】　次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【中江美和君】　異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

○議長【中江美和君】　次に、日程第5、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【中江美和君】　異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【中江美和君】　異議ないものと認めます。よって、指名の方法につきましては、

議長において指名することに決しました。

副議長に、１１番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました蜂須賀千雅議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中江美和君】 異議ないものと認めます。よって、蜂須賀千雅議員が副議長に当選されましたので、本席から湖南衛生組合議会会議規則第３２条の規定により告知いたします。

それでは、蜂須賀千雅議員から副議長当選の御挨拶をお願いいたします。

○副議長【蜂須賀千雅君】 ただいま皆様から御推挙いただき、湖南衛生組合の副議長に就任いたします東大和市の蜂須賀千雅です。どうぞよろしくお願い申し上げます。心から感謝を申し上げさせていただきたいと思います。中江議長をしっかりとお支えさせていただきながら、しっかりと議事運営がスムーズにいきますよう努力をさせていただきますことをお約束申し上げ、また、正副管理者の皆様、事務局の皆様、そして、議員の皆様のお力添えをいただきますことを心からお願い申し上げ、就任の御挨拶とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長【中江美和君】 暫時休憩いたします。

午前１０時２０分 休憩

午前１０時２１分 再開

○議長【中江美和君】 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○議長【中江美和君】 日程第６、議案第４号「湖南衛生組合監査委員の選任の同意について」を議題といたします。

本件について、森戸よう子議員は、地方自治法第１１７条の規定により、除斥の対象となりますので、審議終了まで退場をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前１０時２１分 休憩

午前１０時２１分 再開

○議長【中江美和君】 休憩前に引き続き、会議を再開します。

提出者の説明を求めます。山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 議長。

○議長【中江美和君】 山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 ただいま議題となりました議案第4号「湖南衛生組合監査委員の選任の同意について」、御説明申し上げます。

湖南衛生組合の監査委員は、湖南衛生組合同規約第9条第1項及び第10条第6項の規定により、議員及び識見を有する者の中から、各1人を管理者が組合議会の同意を得て選任することとなっております。

議会選出の監査委員は、今まで小金井市議会の五十嵐京子議員がこの職にありましたが、令和7年4月4日付で任期が満了となり、現在、議会選出の監査委員は欠員となっております。そこで、新たに小金井市議会から当組合議会議員に選出された森戸よう子議員を監査委員に選任したいと思いますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

どうぞよろしく御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長【中江美和君】 本件は人事に関する案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

議案第4号「湖南衛生組合監査委員の選任の同意について」、本案に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【中江美和君】 挙手全員でございます。よって、議案第4号「湖南衛生組合監査委員の選任の同意について」は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

○議長【中江美和君】 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、監査委員に選任されました森戸よう子議員に御挨拶をお願いいたします。

○6番【森戸よう子君】 それでは、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方の御推挙によりまして、湖南衛生組合監査委員を務めさせていただくことになりました、小金井市の森戸よう子でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。また、御推挙いただいたことを心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

監査委員という重要な役割と責任が果たせますよう一生懸命努めてまいる所存でございます。どうか議員の皆様方、また、正副管理者の皆様、事務局の皆様方のお力添えをお願い申し上げます。今後とも頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長【中江美和君】 それでは、よろしくお願いいたします。

○議長【中江美和君】 次に、日程第7、議案第5号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び日程第8、議案第6号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、以上2議案を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 議長。

○議長【中江美和君】 山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 ただいま議題となりました議案第5号及び議案第6号の提案理由について御説明いたします。

内容につきましては、事務局長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長【井上幸三君】 議長。

○議長【中江美和君】 事務局長。

○事務局長【井上幸三君】 それでは、議案第5号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第6号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、一括して御説明いたします。

当該2つの条例につきましては、当組合では、これまで原則として、所在地である武蔵村山市の例に倣って整備をしてきております。今般、武蔵村山市の条例が改正されたことを受けて、当組合においても同内容の改正を行うものでございます。

それでは、まず、議案第5号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

本条例は、早期流産休暇、子育て部分休暇等の休暇を新設し、並びに出産及び育児に関する規定を整備する必要があるもので、提出するものでございます。

まず、1ページを御覧いただきたいと思います。第13条第1項でございますが、育児

時間の対象となる子の年齢要件について、生後１年３か月に達しない子から、生後１年６か月に達しない子に引き上げるものとございます。

次に、第１５条第１項でございますが、産前産後の休暇について、女性職員が多胎妊娠をした場合の取得上限について、２３週から２４週に引き上げるものとございます。

第２項につきましては、２ページにかけてとなりますが、多胎妊娠で出産予定日より後に出産することとなった場合に、出産予定日を超えた日数分の休暇を与えることができるようにするものとございます。

第３項の削除につきましては、これにより、産前の休暇について、単胎妊娠の場合は８週間前から、多胎妊娠の場合は１６週間前から休暇を取得できるようにするものとございます。

次に、第１８条でございますが、妊娠症状対応休暇について、１時間を単位として取得できるようにするものとございます。

次に、第１８条の２でございますが、妊娠初期において流産した女性職員が、安静加療を要する場合等に取得できる早期流産休暇を新たに規定するものとございます。

次に、第１９条第１項でございます。３ページにかけてとなりますが、育児参加休暇について、対象となる子の要件を、小学校就学前の子から、中学校就学前の子に引き上げるものとございます。

次に、第２０条でございます。４ページにかけてとなりますが、子の看護休暇について、取得対象となる子の年齢要件を最大で１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子に引き上げるものとございます。また、当該休暇の取得要件について、新たに学校が休業となり、子の世話をする必要が生じた場合や、子の入園等の式典に参加する場合等を加えるとともに、併せて休暇の名称を子の看護等休暇に改めるものとございます。

次に、第２０条の２でございます。５ページにかけてとなりますが、満６歳に達する日以後の最初の４月１日から満９歳に達する日以後、最初の３月３１日までの間にある子を養育する場合に取得できる、子育て部分休暇を新たに規定するものとございます。

次に、第２３条の２でございますが、災害により、職員が勤務しないことが相当と認められる場合に取得できる災害休暇を新たに規定するものとございます。

次に、第２４条第２項でございますが、妻の出産休暇について、時間単位での取得を可能とするものとございます。

次に、５ページから６ページにかけてとなりますが、第２７条第２項でございます。こ

ちらは介護時間の1日の上限時間について、育児時間、子育て部分休暇又は部分休業の承認を受けている場合に、その承認された時間を減じた時間の範囲内までとする旨を規定するものでございます。

次に、第32条でございます。7ページにかけてとなりますが、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除について、対象となる子の年齢要件を、3歳に満たない子から、小学校就学の始期に達するまでの子に引き上げるものでございます。

次に、第33条の2でございます。職員の超過勤務手当に代えて、勤務日の全部又は一部について勤務を要しなくなる時間外勤務代休時間の承認を請求することができる旨等を規定するものでございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

続きまして、議案第6号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。

1ページを御覧いただきたいと思います。第8条第2項及び第3項でございます。1ページから2ページにかけてとなりますが、部分休業の1日の上限時間について、育児時間、子育て部分休暇又は介護時間の承認を受けている場合は、その承認された時間を減じた時間の範囲内までとするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第5号及び議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【中江美和君】 説明が終わりました。

これより議案第5号及び議案第6号に対する質疑を行います。

○7番【安竹洋平君】 議長。

○議長【中江美和君】 安竹洋平議員。

○7番【安竹洋平君】 1点伺いたいんですけど、伺っておきたいんですが、これはどちらの議案も武蔵村山市の規定とか条件等、内容については、武蔵村山市のものと違うところはないという理解でよろしいですか。全く同じですということよろしいですか。一応確認しておきます。

○事務局長【井上幸三君】 議長。

○議長【中江美和君】 事務局長。

○事務局長【井上幸三君】 お答えいたします。

原則といたしまして、所在地でございます武蔵村山市の例になぞってございます。ただ、1点でございますけれども、パートナーシップの関係につきまして、パートナーシップの関係、配偶者の範囲をパートナーシップの承認を受けた方まで含めるという部分につきまして、武蔵村山市においては、今年の第1回定例会で、その内容も踏まえた改正を行ってございますが、湖南衛生組合の組織市の中には、まだちょっと足並みがそろっていないというところもございますので、一部事務組合が組織市を超えて、先行して、そういう制度まで取り入れるというところはいかがなものかということを事務局のほうで検討いたしまして、その点については省略をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長【中江美和君】 ほかにもございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【中江美和君】 質疑ないものと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【中江美和君】 討論なしと認めます。

これにて討論を終結し、採決に入ります。

採決については、1件ごとに行います。

初めに、議案第5号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【中江美和君】 挙手全員であります。

よって、議案第5号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【中江美和君】 挙手全員であります。

よって、議案第6号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和7年第1回湖南衛生組合議会臨時会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

午前10時37分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

湖南衛生組合議会議長

湖南衛生組合議会議員

湖南衛生組合議会議員